

保護司

～立ち直りを支える地域のボランティア～



千葉県野田地区保護司会会長 飯野きみ子

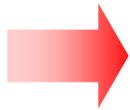
茨城県保護司会連合会会長 飯野満

法務省保護局総務課長 今福章二



保護司制度の概要

- ・地域の更生保護活動を担うボランティア(法務大臣から委嘱)
- ・全国に約4万8千人
- ・地域ごとに保護司会を組織して活動(全国886地区)
- ・保護観察所の保護観察官と協働して保護観察, 生活環境の調整, 犯罪予防活動等を行う。



- 給与は支給されない(交通費等の実費弁償のみ)
- 任期2年(再任可)



非行から立ち直った少年のケース



野田地区保護司会長
飯野きみ子





飯野きみ子

野田地区保護司会長(千葉県)

元小学校教員。千葉県野田市立木間ヶ瀬(きまがせ)小学校長を最後に退職。平成16年12月に保護司に就任。以後、地域の少年や成人の保護観察などを多数担当した。平成27年からは、野田地区保護司会長。平成23年には、法務省が実施した保護司制度の基盤整備検討会委員を務めた。



少年のプロフィール・生活歴

- ・裕太(仮名) 16歳
- ・両親と姉と妹の5人家族

○中学校時代～

仲間とケンカ・万引きなど



最初の保護観察の状況

最初の事件：バイクの窃盗，無免許運転



家庭裁判所で保護観察決定



飯野保護司のもとで保護観察開始。

建設作業員としてまじめに就労。月2回の保護司との面接を励行

・・・しかし，担当保護司は，裕太のすぐカッとなりやすい短気な性格に不安を抱いていた。

2度目の事件で少年院送致に

2回目の事件

年上の少年に対する傷害事件を惹起。(コンビニで待ち受けていた年上の少年の挑発に乗ったもの)



家庭裁判所で少年院送致決定



飯野保護司が引き続き、少年の生活環境の調整を担当することとなった。



少年院在院中の生活環境の調整

環境調整の内容

- * 定期的に裕太の家庭を訪問し，両親と面会
- * 裕太が卒業した中学校を訪問し，校長先生や担任から情報収集
- * 少年院に入所中の裕太と何度も手紙をやりとり
- * 少年院入所前に勤務していた職場を訪ね，再雇用を依頼



約1年後，少年院を仮退院



少年院仮退院後の保護観察

- * 少年院入所前の職場で再び就労を開始。
- * 就労態度は、大変勤勉。
- * 保護司宅を欠かさず訪問し、面接を受けた。
- * 傷害事件の被害者に被害弁償を続けた。



保護観察終了



事例のまとめ： 保護司による保護観察処遇の特徴

民間性

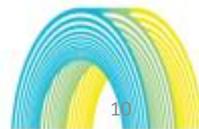
同じ地域に住む「隣人」としてのかかわりができ、家族に対する働きかけも自然に行える。また、保護司は就労先など地域の社会資源等の豊富な情報を有している

対象者との心的交流に基づいた処遇の実施

保護司は、対象者に更生して欲しいとの純粋な思いで処遇に当たることが多い。継続的な心的交流(本ケースでは、少年院入所中の文通など)を通じて、保護司と対象者との間の信頼関係が築かれ、相互に共感性が高まり、対象者が「保護司を悲しませたくない」との思いに至ることがしばしば見られる。

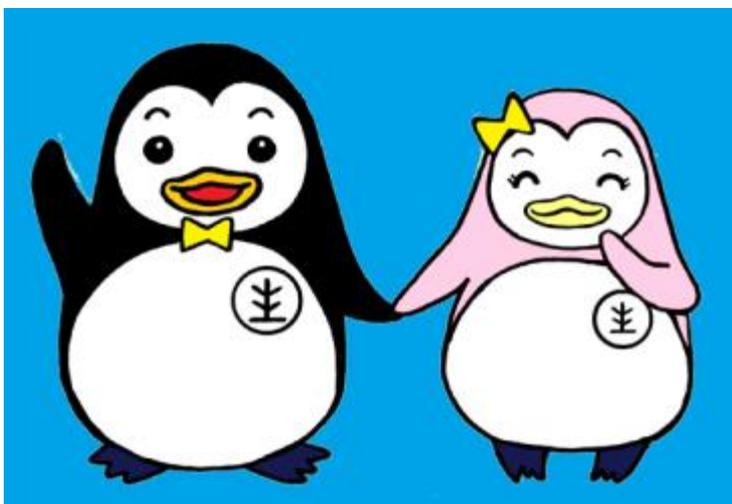
継続的支援

保護観察期間が終了すれば、「保護司と対象者」としての関係は終わるが、その後も隣人としての細いつながりが続き、このケースのように更生した対象者が保護司を訪ねてくることもある。



保護司会による 地域に根ざした犯罪予防活動

～茨城県龍ヶ崎地区保護司会の取組～



2017年9月14日

茨城県保護司会連合会会長 飯野 満

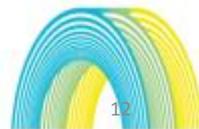




飯野満

茨城県保護司会連合会長

キヤノン株式会社勤務中の昭和60年、保護司に就任。以後、会社員として働く傍ら、地域の少年や成人の保護観察などを多数担当した。平成18年からは、龍ヶ崎地区保護司会長、平成27年からは、茨城県保護司会連合会会長を務める。同氏のリーダーシップにより、更生保護サポートセンターを拠点とする多彩な地域活動が県内で展開されている。



龍ヶ崎地区保護司会の概要

- 龍ヶ崎市・牛久市・河内町の保護司39人により組織（同地域の人口は約17万人）
- 2012年から更生保護サポートセンターを運営。場所は龍ヶ崎市役所敷地内の市庁舎附属棟の一角で、事務室、面接場所、共用会議室がある。借料はなし（光熱費のみ負担）。

➡ 保護司会の拠点であるとともに、自治体による保護司支援の象徴



更生保護サポートセンターの 保護観察処遇への活用

- 保護司が保護観察対象者と面談
- 保護司同士が集まって処遇について協議
- その他保護司と関係機関等とで協議

サポートセンターには、ベテランの保護司が常駐しており、処遇などに関する相談に乗っている。



更生保護サポートセンターの保護者支援への活用

- 保護観察対象者の保護者に対して「親業セミナー」を実施。
- 親業指導の専門家を招き，子どもの話の聴き方，親の思いの伝え方などを実践的に学ぶ。また，非行の悩みを持つ親同士が共に語り合う。



更生保護サポートセンターの保護司支援への活用

- 年4回、日曜日に「陽だまり塾」を開いている。「陽だまり塾」は、保護司歴6年未満の経験の浅い保護司たち（龍ヶ崎地区では約4割を占める。）が、保護司を定年となった功労保護司さんに悩みを聴いてもらい、アドバイスをもらう場（グループ）であり、保護司の浅い保護司たちの不安軽減の場となっている。



地域に根ざした犯罪予防活動

○ あいさつ声かけキャンペーン

毎月2回、朝の時間帯に、更生保護女性会と共に街頭に出て、登校中の子ども達に声かけをしている。

○ 市内巡回パトロール

夕方の時間帯、青少年相談委員と共に、街頭の気になる少年たちに声かけをし、早く帰宅するよう声をかけている。



地域に根ざした犯罪予防活動

○ “社会を明るくする運動”の一環としての広報啓発活動



学校との連携

- 日常的に学校とつながりを持ち、非行予防教室や生徒指導に協力している。
- 保護司による中学生に対する薬物乱用防止教室の開催
- 保護司と学校教諭との合同研修会の開催



地域の「無料塾」「子ども食堂」への支援 気になる少年への支援

- 地域のNPO法人が運営する「無料塾」「子ども食堂」を支援している。
- 「無料塾」「子ども食堂」とは、低所得者家庭の小中学生に無料で勉強を教え、夕食を提供する取組。現在、約50人の子どもたちが通ってきている。



保護司・更生保護女性会による 気になる少年への支援

- 「無料塾」「子ども食堂」と小中学校との橋渡し
- テキスト, 文房具, 衣類(制服, ジャージ等), 食料等を地域から集めて寄贈
- 広報による地域の理解の促進, 地域のお祭りなどへの参加
- 元教員の保護司等による学習支援



保護司・更生保護女性会による 気になる少年への支援

- 「無料塾」「子ども食堂」に通った少年達のなりゆき
 - 自尊心を取り戻し，無力感を克服していった。
 - 「高校なんて」と言っていた少年のほとんどが，高校受験にチャレンジするようになった。
 - 万引きをしないようになった。



事例のまとめ： 保護司会による犯罪予防活動の特徴

処遇の経験に基づく活動

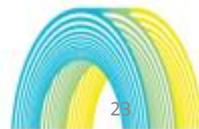
保護観察対象者に対する保護観察を担当した豊富な経験から、その知識と処遇経験を生かした活動が可能である。

犯罪抑止力となる社会的諸条件の強化促進に焦点

犯罪発生の原因に直接働き掛けるというよりは、犯罪抑止力となる社会的諸条件の強化促進に焦点を置いた活動に重点を置いている。「あいさつ運動」による地域間の交流促進・相互無関心の解消、「無料塾」「子ども食堂」で青少年の非行リスクとなり得る因子を早期解消)

犯罪者の立ち直りの重要性への理解の促進

犯罪者の改善更生や社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会が犯罪・非行の前歴者を排斥することなく地域社会の一員として受け入れることの重要性を呼び掛ける活動に重点をおいている。



まとめ

活動の対象・内容	保護司会(保護司)の活動
①地域の全ての人々を対象とする犯罪・非行予防	・社会を明るくする運動(広報啓発活動) ・あいさつ声かけキャンペーン
②気になる少年を対象とする早期発見・早期援助	・学校との連携(薬物乱用防止教室, 生徒指導への協力等) ・市内巡回パトロール ・「無料塾」「子ども食堂」への支援
③犯罪者・非行少年を対象とする密度の高い指導・援助	・保護観察, 生活環境の調整 (保護観察が終わった後も, 場合により地域の隣人として関わる。) ・親業セミナー

①～③の各活動で得られたノウハウやネットワークが他の活動で活かされる。

保護司・保護司会は、地域の犯罪・非行の防止に多角的・総合的に取り組み、安全・安心な地域作りに貢献している。更生保護サポートセンターがその活動を支える場となっており、「地域の安心・安全の要」となっている。